

広島市告示第558号  
令和4年12月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フジグラン緑井

(2) 所在地 広島市安佐南区緑井一丁目1番

2 大規模小売店舗を設置する者

緑井まちづくり株式会社

代表取締役 吉本 泰徳

広島市安佐南区緑井一丁目5番1-308号

ほか4法人、18名

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名	住所	変更年月日
爲重 才覚	新潟県新潟市西区内野山手2丁目2番 10号アクシア山手203	
原田 朋弘	北海道札幌市中央区宮の森4条2丁目1 番1-501号	

(変更後)

氏名	住所	変更年月日
爲重 才覚	奈良県生駒市東生駒1丁目194番地3	令和4年3月19日 住所変更
原田 朋弘	東京都豊島区高田2丁目16番13号 シティテラス目白A 501号	令和4年3月31日 住所変更

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南区緑井一丁目5番2号	
株式会社エスマイル	代表取締役 川本 洋征	広島市西区商工センター六丁目1番11号	

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ・リテイリング	代表取締役 山口 普	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	令和4年3月1日 会社分割による事業承継及び代表者変更
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南区緑井一丁目5番2号	
株式会社エスマイル	代表取締役 大下 訓生	広島市西区商工センター六丁目1番11号	令和4年4月1日 代表者変更

4 変更年月日

上記3のとおり

5 届出年月日

令和4年12月5日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年12月6日から令和5年4月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年4月6日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課